

保険税水準の統一について

令和7年7月9日
健康部保険年金課

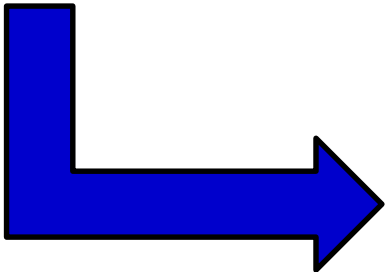
4 保険税水準の統一について

（１）国の制度改革と改革後の国保財政の仕組み

国保が抱える構造的課題

- ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ② 所得水準が低い
- ③ 保険税負担が重い
- ④ 財政運営が不安定になるリスクの高い
小規模保険者の存在
- ⑤ 市町村間の格差

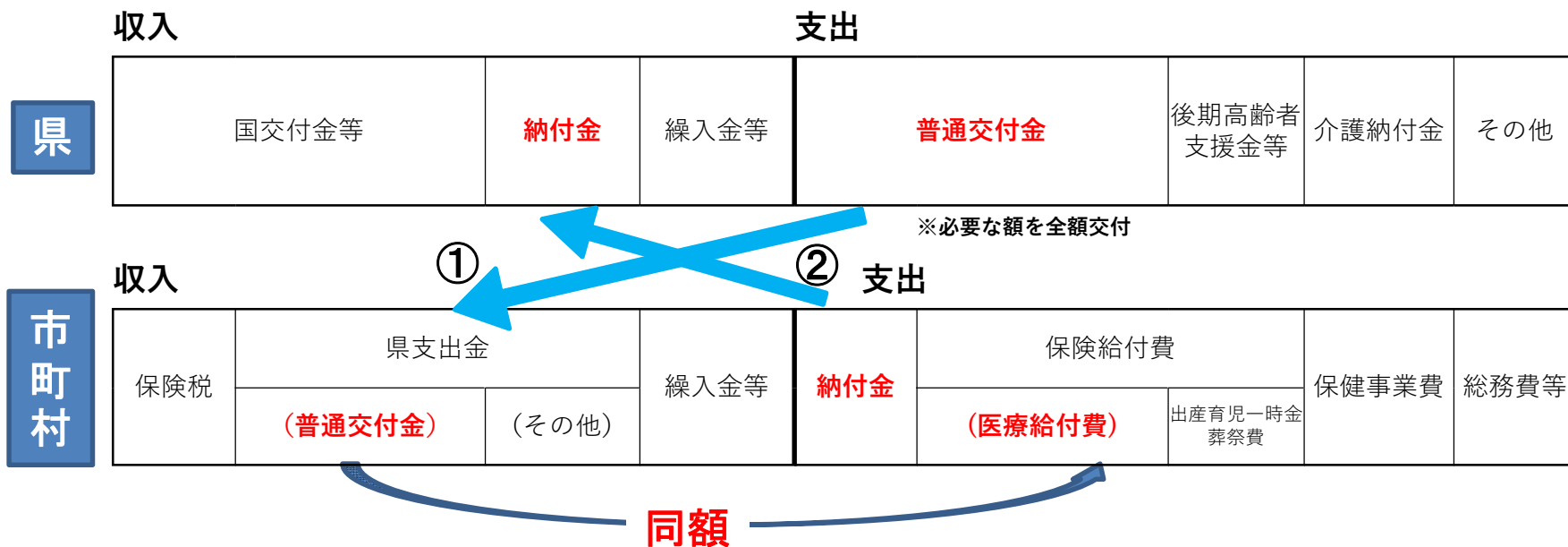
国保改革（平成30年度～）

- 
- 財政運営の都道府県単位化
 - ・ **都道府県**が財政運営の主体となり安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に**中心的な役割を担う**
 - ・ 都道府県が**統一的な方針**として**国保運営方針**を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進

4 保険税水準の統一について

(2) 国保改革後の国保財政の仕組み

- ① 県は、医療給付に必要な費用の**全額**を**普通交付金**として市町村に交付
- ② 市町村は、所得・被保険者数・世帯数のシェア及び医療費水準で配分された**納付金**を県に納付



4 保険税水準の統一について

(3) 保険税水準の統一に係る経緯

- 令和5年12月26日、県は、「第3期宮崎県国民健康保険運営方針」を策定
- 運営方針で、「県内の被保険者の負担の公平性を確保するため、県内全ての市町村において、**3方式**を標準的な保険税の**賦課方式**とする」と規定
- 併せて、令和6年度以降、移行可能な市町村から随時3方式に移行することを規定
- 令和6年6月26日、保険料水準の完全統一の早期実現を目指して、国が、「保険料水準統一加速化プラン」の改定を行い、**令和18年度賦課**を、**完全統一**の期限と明記
- 現在、県内全市町村において、完全統一に向けて、様々な国民健康保険事業の取扱について統一の協議を行っている。

4 保険税水準の統一について

(4) 保険税水準の統一の意義

○ 現状

- 被保険者が国民健康保険事業により受けられる主なサービスは全国同一の内容の医療給付であり、市町村間でサービスの内容に大差はない。
- サービスの対価である保険税の税率は、市町村間で、納付金、保健事業等の支出額、交付金等の収入額や、保険税の課税対象、賦課割合等の算定方法等の要因により差異が生じている。
- 被保険者の減少に伴い、保険者規模が縮小している。

● 意義

- 被保険者の受益と負担の公平性確保の観点から、市町村間で税率が異なる要因を解消し、県内の被保険者の保険税負担を同じにすることが望ましい。
- 保険者規模が縮小しても、サービスの低下を招かないよう、医療給付以外の事業も県全体で支え合う仕組みとすることが望ましい。

4 保険税水準の統一について

(5) 保険税の状況

- 保険税は、平成30年度の国保改革後も、各市町村で税率を決定している。保険税水準統一後は、**県が、全市町村同一の保険税率を決定する。**
- 本市の保険税の賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割で構成される4方式を採用している。
- 今後、第3期運営方針に規定する**所得割、均等割、平等割**で構成される**3方式**に移行する必要がある。
- 国は、「保険料水準統一加速化プラン」において、**令和15年度**までに**完全統一**に移行することを目指しつつ、遅くとも**令和18年度（令和17年度算定）**までの移行を目標としている。
- **保険税水準の完全統一**とは、同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険税となること。

4 保険税水準の統一について

(6) 賦課方式

◆ 応能割は、所得割と資産割

- ・資産割 : 固定資産税額を基に賦課
- ・所得割 : 所得に賦課

◆ 応益割は、均等割と平等割

- ・均等割 : 被保険者数に応じて賦課
- ・平等割 : 被保険者世帯ごとに賦課

3方式

4方式

資産割の問題点

- 被保険者が居住する収益を生まない資産の固定資産税にも賦課している。被保険者の負担能力を保険税に反映していない。
- 被保険者の住所地以外の市町村に所有している資産の固定資産税額には賦課されない。
- 保険税水準の統一において、負担の公平性を確保できない。

4 保険税水準の統一について

(7) 保険税水準の完全統一に向けた国のスケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
第3期国保運営方針期間						第4期国保運営方針期間					
			第3期 国保運営 方針 中間見直		第4期 国保運営 方針 策定						
		目標年度 意思決定				 納付金ベースの統一から完全統一への移行期間 					
									完全統一 移行		完全統一 移行完了
 納付金ベース統一移行期間 											

※**納付金ベースの統一**とは、各市町村の納付金に**各市町村の医療費水準を反映させない**。

※**完全統一**とは、**県内で同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険税とする**。

4 保険税水準の統一について

(8) 県・市町村のスケジュール

※ 県・市町村のスケジュールは、県と県内全市町村で構成する市町村国保連携会議での協議の動向により決定する。

県	◆ 令和8年度、完全統一の目標年度を決定 ◆ 令和12年度から完全統一に向けた標準税率の提示 ◆ 完全統一に向けた市町村国保連携会議での様々な国民健康保険事業の統一協議
市	■ 令和11年度までに算定方式を4方式から3方式に移行 ■ 令和12年度から県が提示する標準税率に段階的に移行 ■ 算定方式の3方式移行、標準税率移行に関する運営協議会への諮問